

法人県民税・事業税・特別法人事業税等の税率は次のとおりです。

(税率は令和4年4月1日以後に開始した事業年度のもので、それ以前の事業年度についてはお問合せください。)

1 法人県民税

イ 法人税割

1. 8%

ただし、**資本金の額又は出資金額が1億円以下の法人**（「保険業法に規定する相互会社」「資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社」「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人」「法人課税信託に係る受託法人」を除く。）で、かつ、**法人税割額の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人は、1.0%**

(※1)

(※1)事業年度が1年に満たない法人については、1,000万円に月数を乗じて得た額を12で除して得た額と読み替えてください。(月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた時は、1月とする。)

ロ 均等割

| | | |
|------------------------------------|----|----------|
| 資本金等の額が1,000万円以下である法人又は公共法人及び公益法人等 | 年額 | 20,000円 |
| 資本金等の額が1,000万を超え1億円以下である法人 | 〃 | 50,000円 |
| 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 | 〃 | 130,000円 |
| 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 | 〃 | 540,000円 |
| 資本金等の額が50億円を超える法人 | 〃 | 800,000円 |

2 法人事業税

イ 収入割（収入金課税法人） 1.0%

ロ 所得割（所得金課税法人及び一般ガス供給業を営む法人）

| 所得金額の区分 | 特別法人 | 外形標準課税法人(※1) | その他の法人 |
|---------------------------|------|--------------|--------|
| 所得のうち年400万円以下の金額 | 3.5% | / | 3.5% |
| 所得のうち年400万円を超える金額 | 4.9% | | |
| 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | | | 5.3% |
| 所得のうち年800万円を超える金額 | | | 7.0% |
| 軽減税率不適用法人(※2) | 4.9% | 1.0% | 7.0% |

(※1) 資本金の額または出資金の額が1億円超の法人（公共法人・公益法人及び特別法人等を除く）

(※2) 3以上の都道府県において事務所等設けて事業を行う法人で資本金の額（又は出資金の額）が1,000万円以上の法人

ハ 付加価値割（外形標準課税法人） 1.2%

ニ 資本割（外形標準課税法人） 0.5%

ホ 以下の区分に該当する場合

| 事業の区分 | 対象法人 | 事業税の区分 | 税率 |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------|--------|-------|
| 発電事業及び小売電気事業を営む法人 <u>(令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用)</u> | 資本金1億円超の普通法人 | 収入割 | 0.75% |
| | | 付加価値割 | 0.37% |
| | 資本金1億円以下の普通法人等 | 収入割 | 0.75% |
| | | 所得割 | 1.85% |
| 特定ガス供給業を営む法人 <u>(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)</u> | 特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う法人 | 収入割 | 0.48% |
| | | 付加価値割 | 0.77% |
| | | 資本割 | 0.32% |

3 特別法人事業税

| 主な税率区分（課税標準額） | 税率 |
|----------------------------------|-------|
| 資本金1億円以下の普通法人等（所得割） | 37% |
| 外形標準課税法人（所得割） | 260% |
| 特別法人（所得割） | 34.5% |
| 収入金課税法人（収入割） | 30% |
| 収入金課税法人のうち発電事業及び小売電気事業を営む法人（収入割） | 40% |
| 収入金課税法人のうち特定ガス供給業を営む法人（収入割） | 62.5% |